

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 22.3.12 第 174 回国会第 8 号

3 月 12 日（金）第 8 回の委員会が開かれました。

1 平成 22 年度における子ども手当の支給に関する法律案（内閣提出第 6 号）

- ・中根康浩君外 8 名（民主、公明、社民）提出の修正案について、提出者古屋範子君（公明）から趣旨説明を聴取しました。
- ・長妻厚生労働大臣及び山井厚生労働大臣政務官に対し質疑を行いました。
- ・中根康浩君（民主）から質疑終局の動議が提出され、採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。
（賛成 - 民主、公明、社民 反対 - 共産、みんな）
- ・修正案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。
（賛成 - 民主、公明、共産、社民 反対 - みんな）
- ・修正部分を除く原案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。
（賛成 - 民主、公明、共産、社民 反対 - みんな）

（質疑者及び主な質疑内容）

坂口 力君（公明）

- ・平成 23 年度以降の子ども手当制度を検討する際、単に支給額を 2 万 6 千円に増額するのではなく、保育サービス等を充実させ、子どもを持つ親が安心して働ける環境を整備すべきではないか。
- ・本法案の財源確保すら大変である。マニフェストを金科玉条にして何が何でもやるのでは国民が迷惑を被るだけであり、財源捻出する手順について確認したい。
- ・民主党は児童手当制度を拡充する際、常に反対してきたが、同様の制度である子ども手当制度を創設しようとしている。児童手当が政策として誤りでなかったことの確認及び児童手当制度の評価について伺いたい。

高橋 千鶴子君（共産）

- ・平成 23 年度以降の子ども手当制度は、どこでどのように検討され、いつまでに検討結果を出すのか。その際、様々な国民の声をどのように活かすのか。
- ・低所得者が十分な医療を受けられず、親の所得格差が子どもの生命に関わるという現状がある。子どもの医療費を無料化すべきではないか。
- ・限られた財源の中で平成 23 年度以降の子ども手当支給額を増額すると、他制度の縮小や増税の必要が生じる。増額を見直すべきではないか。

柿澤 未途君（みんな）

- ・「子ども・子育てビジョン」における追加費用額は低く見

積もられている。そのまま実施すれば財源不足に陥り、他の部分で財源を捻出する必要が生じるのではないか。

- ・総務省は保育サービス等の現物給付の負担を地方自治体に任せることを検討しているが、厚生労働省は今後も地方において必要なサービスが維持されるよう責任を持つか。
- ・平成 23 年度以降の子ども手当については支給額 2 万 6 千円という現金支給こだわらず、保育サービスの拡充やパウチャーなどの現物給付についても検討すべきではないか。

平沢 勝栄君（自民）

- ・日本人で親が外国に居住し子どもが国内に居住している場合の子ども手当の支給の要件並びにその場合において親が生計費を送付している場合及び子どもが寮に入っている場合の支給の可否について伺いたい。
- ・日本に居住している外国人で子供が本国に居住している場合の子ども手当の支給要件及び監護者であることの確認方法、不正防止対策について伺いたい。
- ・諸外国の児童手当制度において外国人で子供が海外に居住している場合に手当を支給している国はどこがあるのか伺いたい。

河野 太郎君（自民）

- ・子ども手当の申請において所得証明が必要ではないかという疑問をもつ自治体もあると聞いているので、所得証明は必要ないことを各自治体に通知するべきではないか。

- ・子ども手当の支給を受けている外国人が現況届を提出した直後に帰国した場合11ヶ月分の子ども手当が支給される可能性があり、それを防止するため、現在検討されている新入国管理システムが確立されるまで外国人に係る子ども手当の支給開始を遅らせるべきではないか。
- ・子供の数の多い政令指定都市では子ども手当の6月支給は間に合わないという。何故6月支給なのか、新規の受給者には10月に2回分支払えばいいのではないか

菅原 一 秀君(自民)

- ・従来天下り問題を厳しく追及してきた厚生労働大臣が厚生労働省所管の独立行政法人の役員について引き続き官僚OBの採用を認めている、しかも従来の高額報酬のまま認めていることは、厚生労働大臣の過去の主張や民主党のマニフェストに反するのではないか。
- ・現在の法案は、少子化対策や景気対策として効果が期待できないこと、外国人に対する支給のあり方が整理されていないこと等多数の問題があるにもかかわらず国民の血税が投入されようとしている。本法案は撤回されるべきではないか。

西村 康 稔君(自民)

- ・平成22年度においては子ども手当創設と扶養控除(年少)廃止による影響額は、年収300万円の世帯は12.2万円、年収2,500万円の世帯は23.6万円の増収となるなど、高所得者ほど有利となり格差の拡大となっていることを厚生労働大臣は認めるべきである。
- ・子ども手当制度は平成23年度以降も含めてみると低所得者に有利となっているというのであれば、平成23年度以降のあり方も含めた法案を出し直すべきではないか。

加藤 勝 信君(自民)

- ・在日外国人で本国に居住する子どもについて、その人数を調査するとともに、子ども手当の支給対象から除外すべきではないか。
- ・現行の児童手当の支給対象となっている海外に居住する子どもを持つ在日外国人についても、子ども手当の支給に当たり監護の要件に該当するのか否かを支給事務を行

う地方自治体が審査するという理解でよいのか。

大村 秀 章君(自民)

- ・在日外国人の国内及び国外に居住する子どもの数について、いつまでに調査を行い、その結果を公表するのか。また、法案審議のため外国に居住する日本人の国内に居住する子どもの数と支給されないこととなる子ども手当の総額を示して欲しい。
- ・再三再四要求しているにもかかわらず、回答が行われていない子ども手当の月額2万6千円の積算根拠を法案審議のため明確に示して欲しい。
- ・法案の採決を強行するのではなく、子ども手当など子育て支援策を講ずるに当たって、与野党の協議機関を設置し、1年程度の議論を経て合意を得るべきではないか。

棚橋 泰 文君(自民)

- ・子ども手当の月額2万6千円の算出に当たって参考にした資料を作成した(財)子ども未来財団は、厚生労働省の天下り法人であり問題ではないのか。
- ・海外に居住する子どもを持つ在日外国人に支給される子ども手当の金額の積算根拠を示して欲しい。また、在日外国人による不正受給の発生が懸念されるがその防止策を示して欲しい。
- ・次世代に負担を負わせることなく確保される子ども手当の恒久財源を示して欲しい。

田村 憲 久君(自民)

- ・厚生労働大臣が海外に居住する子どもを持つ在日外国人も支給対象となることを認識したのはいつ頃であったのか。また、厚生労働大臣はそのことについて問題意識を持っていないのか。
- ・日本国内に居住しているにもかかわらず、子ども手当や安心こども基金の対象にもならない日本人の子どもがいることの確認及びその具体例、また、これらの者に対する国の支援策をいつまでに決定するのか伺いたい。
- ・厚生労働大臣が野党時代に主張してきたように、子ども手当を創設するならば、その政策目標、評価項目、評価基準の内容を示すべきではないか。